

始林水第216号  
平成22年10月6日  
(林務水産課扱い)

(株) キリシマ  
代表取締役社長 鎌田 善政 様

鹿児島県始良・伊佐地域振興局長 堤清利

### 林地開発許可地の改善指導について（通知）

林地開発の許可については、森林が有している公益的機能（災害の防止・水害の防止・水の確保・環境の保全）が損なわれないよう残置森林の確保や防災施設等が基準どおり計画されている場合に許可しています。

さて、貴殿が「ゴルフ場造成」を目的として平成5年3月1日付け指令森保第18号（変更許可：平成9年7月14日付け変更指令森保第4号）で林地開発許可を取得した霧島市霧島大字永水トンダン3584-1外242筆においては、主要防災施設の先行実施を許可の条件にしており、これまで現地調査の際に未完了部の早期完成などを指導してきたところですが、現状においては、許可条件が遵守されていない状況にあります。

ついては、下記事項について、早急に対応されますよう本通知にて改めて指導するものです。

### 記

- 1 許可の条件に附した、主要防災施設の設置等に係る今後の方針について、書面にて平成22年10月29日（金）までに提出すること。
- 2 主要防災施設以外の工事については、主要防災施設設置完了後に行うこと。また、許可条件にあるとおり、防災施設を完了したときは、県による完了確認を受けなければなりません。

始良・伊佐地域振興局 林務水産課  
林務水産係 阿久根 進  
te1 0995-63-8162 fax 0995-63-8175

地域振興局にうかがいました。

- ・ 土地対策課に提出されているゴルフ場工事進捗報告書の存在は知らない。
- ・ 工事が中断しているという認識は無い。
- ・ 前任者が口頭指導したということであったが、今回文書指導した。
- ・ ゴルフ場内の維持管理が適切に行われているかは把握していない。

問題点を指摘しました。 2010/11/26